

事務連絡
平成 31 年 1 月 25 日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

eLTAX の利用促進に向けた取組等について（依頼）

平素、地方税の電子化については、御理解と御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

地方税の電子化に関しては、納税者の利便性向上と税務事務の効率化等の観点から eLTAX の利用促進が重要であるため、下記に御留意の上、引き続き取組をお願いします。

また、国税庁長官官房企画課長から別紙のとおり、eLTAX 及び e-Tax の一層の普及及び添付書類も含めた電子化に向けた取組について依頼がありましたので、申し添えます。

なお、市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

記

1 eLTAX 及び e-Tax の一層の普及に向けた取組

平成 23 年以降、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報（以下、「法人源泉徴収義務者情報」という。）のデータについては、eLTAX を通じて国税当局から地方団体に送信され、市区町村からは扶養是正情報等のデータが国税当局へ送信される国税連携が図られておりますが、その一層の促進をお願いします。

(1) 所得税申告書等

国税当局からデータ送信される所得税申告書等については、e-Tax 申告分は申告書第 2 表を含む全ての申告内容がデータ化されるとともに、書面申告分と比較して送信が早期化する等、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することから、地方団体においては、引き続き、e-Tax による所得税の申告の利用促進の取組をお願いします。

また、市区町村の申告書等作成システム等で作成された所得税申告書等を、専用回線を活用して e-Tax に直接送信できる施策については、e-Tax による申告と同様に、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化に資するとともに、納税者の利便性向上につながるものであるため、本施策への積極的な参加をお願いします。

(2) 報酬、配当等の法定調書

国税当局からデータ送信される報酬、配当等の法定調書については、これらのデータを個人住民税の賦課に活用（報酬・配当等のデータと申告データ内容の突合や賦課決定への反映など）する市区町村が増加していますが、まだ全団体に活用されるには至っていない状況です。マイナンバー制度の導入に伴い、報酬、配当等の法定調書を活用する

ことで、より効率的かつ正確な所得把握が可能となっており、課税の適正化にも資することから、より一層の活用をお願いします。

(3) 扶養是正情報等

扶養是正情報等については、平成 30 年度（実施予定を含む）で 700 団体近くが国税当局へのデータによる送信を開始しているところです。国税連携は、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、扶養是正情報等の国税当局への提供を書面により行っている市区町村においては、eLTAX を用いた扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう、積極的な取組をお願いします。

(4) 法人源泉徴収義務者情報

平成 29 年 6 月からは、国税当局から市区町村に対して法人源泉徴収義務者情報のデータ送信が開始されているところです。これにより、各市区町村において把握している特別徴収義務者の情報と法人源泉徴収義務者情報を法人番号等をもとに突合し、給与支払報告書の提出が漏れている事業者の特定に活用することができ、課税の適正化にも資することから、積極的な活用をお願いします。

(5) 給与支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化

給与支払報告書等の eLTAX 等による提出義務基準の引下げ[※]も踏まえ、特別徴収義務者の利便性を向上させる施策として、eLTAX により給与支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成・提出することが可能となっており、引き続き、積極的な周知・広報をお願いします。

※ 平成 30 年度税制改正により、平成 33 年 1 月以降に提出する給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、支払調書の種類ごとに前々年（平成 31 年）の提出すべきであった当該支払調書の提出枚数が 100 枚以上である場合には、電子的提出が必要となる。

2 地方団体が給与支払報告書の提出等を行う場合における eLTAX 等の積極的な利用

平成 30 年提出分に係る給与支払報告書については、eLTAX 又は光ディスク等で電子的に提出せず、未だ書面により提出している地方団体が残っていると承知していますが、特別徴収義務者に対して電子的提出を呼びかける立場にあることから、各地方団体が行う自らの職員に係る給与支払報告書の提出は電子的に行うよう、給与担当課等関係部署とともに早急に対応願います。

この給与支払報告書の提出のみでなく、国税当局への源泉徴収票の提出など、地方団体が手続主体となる税務関係手続については、地方税法等の規定に基づき電子で対応する義務があるかどうかに関わらず、給与担当課等関係部署に対して、eLTAX 及び e-Tax の積極的な利用の働きかけをお願いします。

3 eLTAX の利用率向上に向けた取組等

(1) 電子申告の利用率の向上について

地方法人二税の電子申告について、大法人は平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されること、及び、中小法人は規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）において電子申告利用率70%以上（将来的には、100%）の数値目標が設定されていること等を踏まえ、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただくようお願いいたします。

(2) 給与所得に係る特別徴収税額通知の電子化等について

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）及び同通知（納税義務者用）については、「規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）」において、その電子化の推進に取り組む方針が明確にされたところです。

① 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化対応の推進

地方団体の対応状況に関する調査によると、平成31年度までに電子での通知を行う市区町村は1,000団体を超える予定であり、急速に対応団体が拡大していますが、経済団体等からは、一部の市区町村でも書面による通知が残れば事務負担の軽減につながらないため、全ての市区町村が漏れなく対応するよう求める要望があるところです。

同通知の電子化対応については、事務の効率化や特定個人情報の保護等に資するものと考えていますので、平成29年9月20日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の「正本」の電子的通知の推進について（通知）」（総税市第78号）のとおり、積極的かつ早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

② 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

平成30年度与党税制改正大綱に基づき、引き続き、実務的な検討を進めてまいりますので、同通知の電子化を巡る動向に御留意いただくようお願いいたします。

(3) 電子申告等受付サービスの改善について

「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「行政手続コスト」削減のための基本計画」（地方税分野）に基づき、地方税の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることとされており、複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化を平成31年9月実施予定とし、国税・地方税間の開廃業・異動届出等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化を平成32年3月実施予定としているところです。

これを踏まえ、地方税電子化協議会（平成31年4月以降は地方税共同機構。）においてeLTAXシステム上の対応を行う予定としていることから、各地方団体においては、当該一元化の実施に向けて、法人（及びその設立予定者）、税理士会（各支部を含む。）等への周知等に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、上記以外の e L T A X の利便性向上策についても、上記の基本計画に基づいて地方税電子化協議会において取り組んでいることから、地方団体においても、当該取組にご協力いただくようお願いいたします。

4 地方税共通納税システムの導入について

「未来投資戦略 2018」において、キャッシュレス社会の実現を目指すこととされており、全地方団体による地方税共通納税システムが平成 31 年 10 月に稼働予定となっていることを踏まえ、その稼働までに、各地方団体における必要なシステム（基幹税務・出納システム等）の対応、会計事務の取扱いの整理及び指定金融機関等との調整など、適切に対応いただくようお願いいたします。

5 ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付について

平成 31 年 1 月より、ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付が可能となります。平成 30 年 11 月調査時点で 1,746 団体（97.7%）が実施予定となっていますが、一部の市区町村でも書面による通知が残れば、電子的送付に伴う課税事務の効率化及び個人情報情報の適切な管理体制の向上が十分に図られません。申告特例通知書の郵送の際の誤送付を防ぐ観点からも、電子的送付に向けて、早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

6 規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）への対応について

地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された規制改革実施計画において、地方税務手続に係る各種様式に関し、別添のとおり規制改革の内容が定められました。

これらの様式については、全国统一フォーマットによる eL T A X を利用した電子的提出が可能となるものであり、事業者団体、税理士会等に対して積極的な利用の働きかけをお願いいたします。

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）（関係部分抜粋）

7. その他重要課題

（5）地方における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
13	事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書	<p>a 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。</p> <p>b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成31年10月に全国统一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。</p>	<p>a:平成30年度以降継続的に措置</p> <p>b:平成31年10月措置</p>
14	法人設立等届出書	<p>a 法人設立等の届出（地方税法第317条の2第8項）については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国统一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない4地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。</p> <p>b また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。</p>	<p>a:平成31年9月措置（助言は平成30年度以降継続的に措置）</p> <p>b:平成31年度措置</p>
15	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	<p>給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（地方税法第317条の6第2項）及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書（同法第321条の5第3項）については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。</p>	<p>平成30年度以降継続的に措置</p>

16	給与支払報告書（総括表）	給与支払報告書（地方税法第 317 条の 6 第 1 項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 30 年度以降 継続的に措置
18	特別徴収切替申出書	特別徴収への切替申出（地方税法第 321 条の 4 第 5 項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 30 年度以降 継続的に措置